

## 2 男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員の選任について

## 1 要 旨

県の附属機関における男女の委員構成の均衡を図るため、平成 16 年度から運用してきた「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」が平成 27 年度で失効するため、別添案のとおり同要綱を改定します。

## 2 これまでの取組の成果と課題

## (1) 成 果

県全体で 12 年間にわたり取組を進め、女性人材の発掘や関係団体への働きかけが行われた結果、一定の成果がありました。

目 標	結果 (H15.6.1 H27.4.1)	
男女の一方の数が委員総数の 4/10 未満と ならない附属機関の割合が 66.7%	33.3%	66.7%
	61.2% (H28.2.29)	
女性委員のいない附属機関の早期解消	13	4

平成 27 年度に新設の 8 附属機関全てで の要件を満たさなかったため低下

## (2) 課 題

防災や医療等の特定分野では委員の選任対象となる女性人材が不足  
法令によるあて職や推薦団体等の意向による男性委員の偏在  
の結果、公募委員や学識経験者委員に女性が偏在

## 3 方針(案)

## (1) 目 標

附属機関において、男女の均衡がとれた委員構成となることをめざしますが、課題も勘案し、平成 32 年 4 月 1 日(調査時点)の目標を次のとおりとします。

目 標	現状値	目標値(H32.4.1)
男女の一方の数が委員総数の 4/10 未 満とならない附属機関の割合 【継続】	66.7%(H27.4.1) 61.2%(H28.2.29)	<u>66.7%</u>
女性委員のいない附属機関の解消 【継続】	4	<u>0</u>
全附属機関における女性委員の割合 【新規】	33.8%(H27.4.1) 31.6%(H28.2.29)	<u>40%</u>

国の第 4 次男女共同参画基本計画に位置づけされた目標値(H32.4.1)

## (2) 今後の取組

附属機関における男女の委員構成が均衡となるよう取組を継続するとともに、現在、女性委員の少ない、又はいない附属機関にあっては、新たな人材の発掘や肩書・ポストなど慣行による委員の選任方法の見直しなどの取組を進めます。

# 別添

## 男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、「第2次三重県男女共同参画基本計画」に基づき、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県の附属機関への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱で附属機関とは、法律又は条例により執行機関の附属機関として、調停、審査、諮問又は調査等を行わせるために設置したものをいう。

2 この要綱で各部局長とは、知事部局の各部局長、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長及び教育長をいう。

### （目標）

第3条 各附属機関（3人以下の委員で構成される附属機関を除く。以下この項及び第5条において同じ。）の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、平成32年4月1日（調査時点）の目標は次に掲げるとおりとする。

- 一 男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成の附属機関の数が、全附属機関数の66.7%となること。
- 二 女性委員のいない附属機関については、その解消を図る。
- 三 全附属機関における女性委員の割合を40%とする。

### （男女の委員構成への配慮）

第4条 各部局長は、その所管する附属機関について、肩書、ポストなど慣行による委員の選任を、均衡ある男女の参画という観点から見直すとともに、人材を発掘・選任することにより、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮するものとする。

2 各部局長は所管する附属機関における委員の選任基準について、委員の選出分野やあて職規定を改善するとともに、必要に応じ、国等に対し基準の見直しについて働きかけを行うものとする。

3 環境生活部長は、各部局から情報を収集するなど、さらなる総合的な女性の人材発掘に努め、人材リストの作成等女性委員選任のための資料提供に努めるものとする。

4 各部局長は、附属機関の根拠となる条例を制定又は改正する場合には、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない組織にする旨の条項を規定するよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 各部局長は、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる附属機関の委員の選任にあたっては、事前に環境生活部長に協議を行うものとする。ただし、3人以下の委員で構成される附属機関を除く。

(進行管理)

第6条 各部局長は、毎年4月1日現在で所管する附属機関について、委員の男女の構成比等(以下「委員の構成比等」という。)を環境生活部長に報告するものとする。

2 環境生活部長は、前項の報告のほか、各部局長に対し、必要に応じて委員の構成比等の報告を求めることができるものとする。

(公表)

第7条 委員の構成比等は、必要に応じて随時公表するものとする。

(予備審査・懇話会等)

第8条 各部局長は、附属機関に該当しない予備審査・懇話会等についても、この要綱に準じて、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」対比表

現 行	改 正 案
<p>(目的) 第1条 この要綱は、「三重県男女共同参画基本計画」に基づき、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県の附属機関への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱で附属機関とは、法律又は条例により執行機関の附属機関として、調停、審査、諮問又は調査等を行わせるために設置したものをいう。</p> <p>(目標) 第3条 各附属機関(3人以下の委員で構成される附属機関を除く。以下この項及び第5条、第6条において同じ。)の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、<u>2015年4月1日(調査時点)までに、こうした附属機関の数が、全附属機関数の66.7%(2003年6月1日調査時点33.3%の2倍)を超えることを目標とする。</u> <u>2 女性委員のいない附属機関については、早急にその解消を図るものとする。</u></p> <p>(男女の委員構成への配慮) 第4条 <u>別表に掲げる部局長(以下「各部局長」という。)</u>は、その所管する附属機関について、肩書、ポストなど慣行による委員の選任を、均衡ある男女の参画という観点から見直すとともに、人材を発掘・登用することにより、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮するものとする。 2 各部局長は所管する附属機関の、委員の選任基準について、委員の選出分野やあて職規定を改善するとともに、必要に応じ、国等に対し基準</p>	<p>(目的) 第1条 この要綱は、「<u>第2次三重県男女共同参画基本計画</u>」に基づき、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県の附属機関への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱で附属機関とは、法律又は条例により執行機関の附属機関として、調停、審査、諮問又は調査等を行わせるために設置したものをいう。 <u>2 この要綱で各部局長とは、知事部局の各部局長、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長及び教育長をいう。</u></p> <p>(目標) 第3条 各附属機関(3人以下の委員で構成される附属機関を除く。以下この項及び第5条において同じ。)の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、<u>平成32年4月1日(調査時点)の目標は次に掲げるとおりとする。</u> <u>一 男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成の附属機関の数が、全附属機関数の66.7%となること。</u> <u>二 女性委員のいない附属機関については、その解消を図る。</u> <u>三 全附属機関における女性委員の割合を40%とする。</u></p> <p>(男女の委員構成への配慮) 第4条 各部局長は、その所管する附属機関について、肩書、ポストなど慣行による委員の選任を、均衡ある男女の参画という観点から見直すとともに、人材を発掘・<u>選任することにより</u>、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮するものとする。 2 各部局長は所管する附属機関における委員の選任基準について、委員の選出分野やあて職規定を改善するとともに、必要に応じ、国等に対し基準の見直しについて働きかけを行うものとする。</p>

の見直しについて働きかけを行うものとする。

3 環境生活部長は、女性の登用が進んでいないことに鑑み、各部局から情報を収集するなど総合的な女性の人材発掘に努め、人材リストの作成等女性委員登用のための資料提供に努めるものとする。

4 各部局長は、附属機関の根拠となる条例を制定又は改正する場合には、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない組織にする旨の条項を規定することとする。ただし、既に規定がある場合を除く。

(事前協議)

第5条 各部局長は、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる附属機関の委員の選任にあたっては、事前に環境生活部長に協議を行うものとする。ただし、3人以下の委員で構成される附属機関を除く。

(委員の選任計画)

第6条 各部局長は、所管する附属機関について、第3条に規定する目標の達成に向けた委員の選任計画を作成し、環境生活部長に報告するものとする。ただし、3人以下の委員で構成される附属機関を除く。

(進行管理)

第7条 各部局長は、毎年4月1日現在で所管する附属機関について、委員の男女の構成比等及び目標の達成状況(以下「委員の構成比等」という。)を環境生活部長に報告するものとする。

2 前項の報告による委員の構成比等が前条の計画を達成していない場合、当該部局長は、今後の取組方法について環境生活部長に併せて報告しなければならない。

3 環境生活部長は、第1項の報告のほか、各部局長に対し、必要に応じて委員の構成比等の報告を求められることができるものとする。

(公表)

第8条 委員の構成比等は、必要に応じて随時公表するものとする。

3 環境生活部長は、各部局から情報を収集するなど、さらなる総合的な女性の人材発掘に努め、人材リストの作成等女性委員選任のための資料提供に努めるものとする。

4 各部局長は、附属機関の根拠となる条例を制定又は改正する場合には、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない組織にする旨の条項を規定するよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 各部局長は、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる附属機関の委員の選任にあたっては、事前に環境生活部長に協議を行うものとする。ただし、3人以下の委員で構成される附属機関を除く。

(削除)

(進行管理)

第6条 各部局長は、毎年4月1日現在で所管する附属機関について、委員の男女の構成比等(以下「委員の構成比等」という。)を環境生活部長に報告するものとする。

2 環境生活部長は、前項の報告のほか、各部局長に対し、必要に応じて委員の構成比等の報告を求められることができるものとする。

(公表)

第7条 委員の構成比等は、必要に応じて随時公表するものとする。

(予備審査・懇話会等)

第9条 各部局長は、附属機関に該当しない予備審査・懇話会等についても、この要綱に準じた取り扱いに努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、2004年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2006年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、2007年8月1日から施行する。
- 4 この要綱は、2008年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、2012年2月1日から施行する。
- 6 この要綱は、2012年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、2015年6月8日から施行する。
- 8 この要綱は、第3条に規定する目標値が達成された日または2016年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

防災対策部長 戦略企画部長 総務部長 健康福祉部長 医療対策局長  
子ども・家庭局長 環境生活部長 廃棄物対策局長 地域連携部長 ス  
ポーツ推進局長 南部地域活性化局長 農林水産部長 雇用経済部長  
観光局長 みえ伊勢志摩サミット推進局長 県土整備部長 会計管理者  
兼出納局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長

(予備審査・懇話会等)

第8条 各部局長は、附属機関に該当しない予備審査・懇話会等についても、この要綱に準じて、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(削除)